

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 25 年 7 月 30 日

【発行者名】 ケネディクス・レジデンシャル投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 田中 晃

【本店の所在の場所】 東京都港区新橋二丁目 2 番 9 号

【事務連絡者氏名】 ケネディクス・レジデンシャル・パートナーズ株式会社
取締役財務企画部門長 中尾 彰宏

【電話番号】 03-3519-2623

**【届出の対象とした募集内国
投資証券に係る投資法人の
名称】** ケネディクス・レジデンシャル投資法人

**【届出の対象とした募集内国
投資証券の形態及び金額】** 形態：投資証券
発行価額の総額：その他の者に対する割当 1,047,625,000 円

安定操作に関する事項 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成 25 年 7 月 17 日提出の有価証券届出書の記載事項のうち、平成 25 年 7 月 30 日開催の本投資法人役員会において、発行価格等が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第 1 内国投資証券（投資法人債券を除く。）

- (3) 発行数
- (4) 発行価額の総額
- (5) 発行価格
- (8) 申込期間
- (11) 払込期日
- (14) 手取金の使途

第 4 募集又は売出しに関する特別記載事項

- 1 国内市場及び海外市場における本投資口の募集及び売出しについて
- 2 オーバーアロットメントによる売出し等について

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】

(3)【発行数】

<訂正前>

(前略)

(注2) 割当先の概要及び本投資法人与割当先との関係等は、以下のとおりです。

割当先の氏名又は名称		S M B C 日興証券株式会社	
割当口数		5,000 口	
払込金額		1,010,000,000 円 (注)	
割当先の内容	本店所在地	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	
	代表者の氏名	取締役社長 久保 哲也	
	資本金の額 (平成 25 年 6 月 30 日現在)	10,000 百万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主 (平成 25 年 6 月 30 日現在)	株式会社三井住友銀行 100%	
本投資法人との関係	出資関係	本投資法人が保有している割当先の株式の数	該当事項はありません。
		割当先が保有している本投資法人の投資口の数 (平成 25 年 6 月 30 日現在)	9 口
	取引関係	国内一般募集 (後記「第 4 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 国内市場及び海外市場における本投資口の募集及び売出しについて」に定義されます。以下同じです。) の事務主幹事会社です。	
	人的関係	該当事項はありません。	
本投資口の保有に関する事項		該当事項はありません。	

(注) 払込金額は、平成 25 年 7 月 5 日 (金) 現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

(前略)

(注2) 割当先の概要及び本投資法人と割当先との関係等は、以下のとおりです。

割当先の氏名又は名称		S M B C 日興証券株式会社	
割当口数		5,000 口	
払込金額		1,047,625,000 円	
割当先の内容	本店所在地	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	
	代表者の氏名	取締役社長 久保 哲也	
	資本金の額 (平成 25 年 6 月 30 日現在)	10,000 百万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主 (平成 25 年 6 月 30 日現在)	株式会社三井住友銀行 100%	
本投資法人との関係	出資関係	本投資法人が保有している割当先の株式の数	該当事項はありません。
		割当先が保有している本投資法人の投資口の数 (平成 25 年 6 月 30 日現在)	9 口
	取引関係	国内一般募集 (後記「第 4 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 国内市場及び海外市場における本投資口の募集及び売出しについて」に定義されます。以下同じです。) の事務主幹事会社です。	
	人的関係	該当事項はありません。	
本投資口の保有に関する事項		該当事項はありません。	

(注)の全文削除

(4) 【発行価額の総額】

<訂正前>

1,010,000,000 円

(注) 上記発行価額の総額は、平成 25 年 7 月 5 日 (金) 現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

1,047,625,000 円

(注)の全文削除

(5) 【発行価格】

<訂正前>

未定

(注) 発行価格は、平成 25 年 7 月 30 日 (火) から平成 25 年 8 月 2 日 (金) までの間のいずれかの日 (以下「発行価格等決定日」といいます。) に国内一般募集において決定される発行価額と同一の価格とします。

<訂正後>

1 口当たり 209,525 円

(注)の全文削除

(8) 【申込期間】

<訂正前>

平成 25 年 9 月 3 日 (火)

(注) 申込期間については、上記のとおり内定していますが、発行価格等決定日において正式に決定します。なお、上記申込期間は、国内一般募集における需要状況等を勘案したうえで、繰り下げられることがあります。申込期間は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して 30 日目の日 (30 日目の日が営業日でない場合はその前営業日) の 2 営業日後の日であり、したがって申込期間が最も繰り下がった場合は、「平成 25 年 9 月 9 日 (月)」となることがありますのでご注意ください。

<訂正後>

平成 25 年 9 月 3 日 (火)

(注)の全文削除

(11) 【払込期日】

<訂正前>

平成 25 年 9 月 4 日 (水)

(注) 払込期日については、上記のとおり内定していますが、発行価格等決定日において正式に決定します。なお、上記払込期日は国内一般募集における需要状況等を勘案したうえで、繰り下げられることがあります。払込期日は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して 30 日目の日 (30 日目の日が営業日でない場合はその前営業日) の 3 営業日後の日であり、したがって払込期日が最も繰り下がった場合は、「平成 25 年 9 月 10 日 (火)」となることがありますのでご注意ください。

<訂正後>

平成 25 年 9 月 4 日 (水)

(注)の全文削除

(14) 【手取金の使途】

<訂正前>

本第三者割当による手取金上限 (1,010,000,000 円) は、後記「第二部 参照情報 第 2 参照書類の補完情報 2 投資対象 ③ 取得予定資産取得後のポートフォリオ全体の概要」に記載の本投資法人が取得を予定している特定資産 (投信法第 2 条第 1 項における意味を有します。以下同じです。なお、当該特定資産を本書において総称して「取得予定資産」といいます。) の取得に付随する諸費用の一部に充当し、残額があれば手元資金とし、将来の特定資産の取得又は借入金の返済に充当します。なお、本第三者割当と同日付をもって決議された国内一般募集における手取金 (24,757,000,000 円) 及び海外募集 (後記「第 4 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 国内市場及び海外市場における本投資口の募集及び売出しについて」に定義されます。) における手取金 (8,589,000,000 円) については、取得予定資産の購入資金に充当します。

(注) 上記の手取金は、平成 25 年 7 月 5 日 (金) 現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

本第三者割当による手取金上限 (1,047,625,000 円) は、後記「第二部 参照情報 第 2 参照書類の補完情報 2 投資対象 ③ 取得予定資産取得後のポートフォリオ全体の概要」に記載の本投資法人が取得を予定している特定資産 (投信法第 2 条第 1 項における意味を有します。以下同じです。なお、当該特定資産を本書において総称して「取得予定資産」といいます。) の取得に付随する諸費用の一部に充当し、残額があれば手元資金とし、将来の特定資産の取得又は借入金の返済に充当します。なお、本第三者割当と同日付をもって決議された国内一般募集における手取金 (25,666,812,500 円) 及び海外募集 (後記「第 4 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 国内市場及び海外市場における本投資口の募集及び売出しについて」に定義されます。) における手取金 (8,904,812,500 円) については、取得予定資産の購入資金に充当します。

(注)の全文削除

第 4 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 国内市場及び海外市場における本投資口の募集及び売出しについて

<訂正前>

(前略)

国内一般募集及び海外募集 (以下、併せて「本募集」といいます。) の総発行数は 165,000 口であり、国内一般募集における発行数は 122,500 口を目処とし、海外募集における発行数は 42,500 口を目処として募集を行いますが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定されます。また、国内一般募集における発行価額の総額は 24,757,000,000 円(注)であり、海外募集における発行価額の総額は 8,589,000,000 円(注)です。

(中略)

(注) 国内一般募集及び海外募集における発行価額の総額は、それぞれ平成 25 年 7 月 5 日 (金) 現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

(前略)

国内一般募集及び海外募集 (以下、併せて「本募集」といいます。) の総発行数は 165,000 口であり、国内一般募集における発行数は 122,500 口であり、海外募集における発行数は 42,500 口です。また、国内一般募集における発行価額の総額は 25,666,812,500 円であり、海外募集における発行価額の総額は 8,904,812,500 円です。

(中略)

(注)の全文削除

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

<訂正前>

- (1) 本投資法人は、平成 25 年 7 月 17 日（水）開催の本投資法人の役員会において、本第三者割当とは別に、国内一般募集及び海外募集を決議していますが、これらの募集のうち、国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、SMBC日興証券株式会社が本投資法人の投資主であるケネディクス株式会社から 5,000 口を上限として借り入れる本投資口（ただし、かかる貸借は、国内一般募集において本投資口 5,000 口がケネディクス株式会社に販売されることを条件とします。）（以下「借入投資口」といいます。）の日本国内における売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

（中略）

また、SMBC日興証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から本第三者割当の払込期日の 3 営業日前までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。SMBC日興証券株式会社がシンジケートカバー取引により買い付けた全ての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、SMBC日興証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（後略）

<訂正後>

- (1) 本投資法人は、平成 25 年 7 月 17 日（水）開催の本投資法人の役員会において、本第三者割当とは別に、国内一般募集及び海外募集を決議していますが、これらの募集のうち、国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した結果、SMBC日興証券株式会社が本投資法人の投資主であるケネディクス株式会社から借り入れる本投資口 5,000 口（ただし、かかる貸借は、国内一般募集において本投資口 5,000 口がケネディクス株式会社に販売されることを条件とします。）（以下「借入投資口」といいます。）の日本国内における売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。

（中略）

また、SMBC日興証券株式会社は、平成 25 年 8 月 2 日（金）から平成 25 年 8 月 30 日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。SMBC日興証券株式会社がシンジケートカバー取引により買い付けた全ての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、SMBC日興証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（後略）